

◆◆関東地方整備局の動き◆◆

1. 週休2日の達成を目指す試行工事をスタートします

～建設業が取り組む「週休2日の定着」を発注者としてサポート～

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局においては、平成27年度から「週休2日確保試行工事（以下、「試行工事」という。）、昨年9月に公表した“地域インフラ”サポートプラン関東2016では、「休める現場を目指し、工事工程表の開示を週休2日モデル工事とセットで実施」等の取り組みを実施してきたところですが、3月に策定された働き方改革実行計画（平成29年3月28日働き方改革実現会議決定）、同日付の本省通知*1（週休2日の推進に向けた適切な工期設定について）、5月12日に開催した一般社団法人日本建設業連合会との「公共工事の諸課題に関する意見交換会」等を踏まえ、試行工事の内容を見直し、これまで以上に発注者として週休2日の確保に向けて取り組むこととしました。

関東地方整備局の新たな試行工事の4つのポイントは以下のとおりです。

- ポイント1. 原則全ての工事を試行工事の対象とします。（施工条件の制約が厳しい工事を除く）
- ポイント2. 試行工事の公告時には、工事工程表の添付を原則化するとともに余裕期間制度の設定を積極的に行います。
- ポイント3. 工期の変更協議をスムーズに行うために、工事工程クリティカルパスの共有を行います。
- ポイント4. 関東独自のインセンティブ付与として、試行工事に取り組み、一定期間の週休2日を達成した工事には取組証を発行します。

*1：国土交通省全体の週休2日に関する新たな取り組み内容は、参考資料のとおり。

◆参考資料関東地方整備局ホームページ

『週休2日制確保モデル工事』について（H28.8.9記者発表）

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000415.html

“地域インフラ”サポートプラン関東2016フォローアップレポート

http://www.ktr.mlit.go.jp/ktr_content/content/000672155.pdf

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [708 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページをご覧ください。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/kikaku_00000479.html

2. 国土交通省関東地方整備局渇水対策本部設置について

関東地方整備局

国土交通省関東地方整備局は、6月23日9時をもって関東地方整備局渇水対策本部（本部長：関東地方整備局長 大西 亘）を設置し、準備体制に入りました。

関東地方においては、降水量の少ない状況が続いており、管内の事務所は、以下の体制に入っております。

常陸河川国道事務所（久慈川水系久慈川及び那珂川水系那珂川）

3月10日（金） 渇水対策支部設置（準備体制）

4月28日（金） 警戒体制へ移行

渡良瀬川河川事務所（利根川水系渡良瀬川）

6月20日（火） 渇水対策支部設置（準備体制）

6月23日（金） 警戒体制へ移行

このような状況を踏まえ、関東地方整備局においては、気象状況及び河川流況に応じたきめ細かな対応を行ってまいります。

皆様におかれましては、節水にご協力をお願いいたします。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [81 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000325.html

3. 「首都圏の水がめ」利根川及び荒川水系のダム貯水状況や気象状況等を定期的にお知らせします

関東地方整備局 河川部
独立行政法人 水資源機構

関東地方整備局および水資源機構では、利根川水系で12のダム（利根川上流域に8ダム、鬼怒川上流域に4ダム）、荒川水系では4つのダムを管理していますが、昨年の利根川での取水制限等により、これらのダムの貯水状況に関する社会的関心が高まってきています。

また、毎年この時期以降、河川から取水される水の量が増大していきます。

これらのことを踏まえ、今後当面の間、定期的にダムの貯水状況を気象予報（気象庁発表の1か月予報、3か月予報等）と合わせ、お知らせすることとしました。

○記者発表時期：毎週金曜日 14時（祝祭日の場合は翌月曜日）

●ダム貯水概況

[平成29年6月22日0時現在](#)

[平成29年6月29日0時現在](#)

なお、日々のダムの貯水状況はインターネットにより、下記 URL からご確認いただけます。

★関東地方の上流ダム群等の貯水状況(関東地方整備局ホームページ)★
URL : <http://www.ktr.mlit.go.jp/river/shihon/index00000010.html>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [517 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/river_00000322.html

4. ～木更津市初の「道の駅」誕生～ 「木更津 うまくたの里」登録証伝達式を行いました

千葉国道事務所

平成 29 年 4 月 21 日付けで、千葉県内 28 番目の「道の駅」として、「木更津うまくたの里」が「道の駅」に登録されました。

道の駅「木更津うまくたの里」は、木更津市下郡の国道 410 号沿いに、平成 29 年度オープン予定の、木更津市初となる道の駅です。

6 月 9 日(金)「木更津うまくたの里」について、国土交通省から木更津市長に宛てて、「道の駅」の登録証伝達式を執り行いました。

〈登録証伝達式〉

日 時：平成 29 年 6 月 9 日(金) 10 時 00 分から

場 所：木更津市役所 駅前庁舎 8 階 市長応接室

出席者：木更津市長、千葉国道事務所長

千葉県道路計画課長、君津土木事務所長 他

※「道の駅」の登録証は、国土交通省道路局長が交付するもので、千葉国道事務所長から申請者の木更津市長へ登録証を伝達しました。

「道の駅」の情報については関東「道の駅」ホームページでもご覧になれます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/honkyoku/road/Michi-no-Eki/>

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1030 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/chiba_00000238.html

5. 東京都内の国道で初めて高速道路ナンバリングの道路標識を国道 246 号「瀬田地区」に設置します

東京国道事務所

国土交通省、東京都、高速道路会社で構成する、道路標識適正化委員会東京部会では、2020年東京オリンピック・パラリンピック競技大会に向けて、訪日外国人旅行者等にとって、道路標識がわかりやすいものになるよう、平成27年度より標識の改善を実施しています。

また、整備が進む高速道路においては、路線名に併せて路線番号を用いて案内する「ナンバリング」を導入し、すべての利用者にわかりやすい道案内を目指しています。

今回、東京都内の国道で初めて、これまで実施してきたわかりやすい標識に加え、高速道路ナンバリングの案内標識を、国道246号「瀬田地区」に設置します。この設置を皮切りに、都内の国道においては、整備を順次、進めてまいります。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [878 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/toukoku_00000301.html

6. 「ハッ場ダムカード」デザイン変更の予告！ ～ハッ場ダムカードが新しくなります～

ハッ場ダム工事事務所

ハッ場ダム工事事務所で、ダム工事現場を見学していただいた方へお渡ししている「ハッ場ダムカード」のデザインを更新します。

これにあわせ、今後のデザイン変更を『予告』いたします。

※新たなカードは、6月20日(火)から配布しています。

【予告】工事進捗に合わせ、以下の節目でデザインを変更し、配布します。

- (1) 掘削開始【配布済】
- (2) コンクリート打設開始【配布済】
- (3) RCD コンクリート打設開始←[今回配布開始]
- (4) 常用洪水吐据付
- (5) コンクリート打設高5割突破
- (6) コンクリート打設完了
- (7) 試験湛水開始
- (8) 完成

※変更時には、あらためてお知らせいたします。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [343 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/yanba_00000067.html

7. 水防災シンポジウム in 荒川 ～水災害に備える～ を開催します

荒川下流河川事務所

荒川下流域では、河川管理者や自治体・防災関係機関が一体となって水災害の被害の軽減を目指す荒川下流タイムラインの策定をはじめ、関係機関が防災・減災目標を共有し、様々なハード対策とソフト対策に取り組んでいます。

こうした取組を踏まえ、気象や防災の専門家、住民、行政などの多様な視点からの討議を通じて、水害時の気象情報・河川防災情報の活用方法や水災害から命を守る取組みについて学ぶためのシンポジウムを開催いたします。

- 日 時：平成 29 年 7 月 18 日(火) 14 時 00 分～16 時 30 分
- 場 所：赤羽会館(講堂) 東京都北区赤羽南 1-13-1
JR 赤羽駅から徒歩 5 分 (入場無料)
- 主 催：国土交通省荒川下流河川事務所
- 後 援：北区、板橋区、足立区
- 申込方法：本文資料をご覧ください。

参考資料

[本文資料\(PDF\)](#)  [1341 KB]

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

http://www.ktr.mlit.go.jp/kisha/arage_00000200.html

8. 地域インフラサポートプラン2016 ～「技術者スピリッツ」紹介～

関東地方整備局 企画部

関東地方整備局では、年間約1,200件の工事を行っています。私どもは、これまで工事の目的や出来上がった際の効果を中心に広報してきました。建設工事は、いわゆる一品生産です。各現場では、品質が良く、地域の方に末永く使ってもらえるものを作ろうと技術者が日々努力をしています。世界に一つだけの工事に携わる技術者に光をあて、関東地方整備局ホームページ

(<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>)にて紹介しています。
(現在、125名の技術者を紹介中)

是非ご覧いただき、「喜ばれるものを作る」奮闘する技術者の魅力が伝われば幸いです。

詳しくは、関東地方整備局ホームページでご覧いただけます。

<http://www.ktr.mlit.go.jp/gijyutu/index00000022.html>

◆◆国土交通本省の動き◆◆

1. 「平成 28 年度交通の動向」及び「平成 29 年度交通政策」（交通政策白書）について

交通政策白書は、交通政策基本法（平成 25 年法律第 92 号）第 14 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、交通の動向及び政府が交通に関して講じた施策並びに交通に関して講じようとする施策について、毎年、国会に報告するものであり、今回が三度目の白書となります。

概要等については、以下のとおりです。

【概要】

本白書は、以下の 4 部構成となっています。

第 1 部 交通の動向

交通の各分野における利用状況や整備状況について、近年の動向を把握し、背景事情を分析。

第 2 部 交通分野のユニバーサルデザイン化【テーマ章】

交通分野のユニバーサルデザイン化の背景等を踏まえつつ、その進捗状況、先進的な取組事例及び今後の課題を紹介。

第 3 部 平成 28 年度交通に関して講じた施策


第 4 部 平成 29 年度交通に関して講じようとする施策

「交通政策基本計画」（平成 27 年 2 月 13 日閣議決定）に盛り込まれた施策の進捗状況や今後の取組方針を整理。

添付資料

[平成 29 年版交通政策白書について](#)（PDF 形式）

[「平成 28 年度交通の動向」及び「平成 29 年度交通施策」（要旨）](#)（PDF 形式）

[「平成 28 年度交通の動向」及び「平成 29 年度交通施策」](#)（PDF 形式）

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/sogo12_hh_000114.html

2. 「ダム再生ビジョン」の策定 ～頻発する洪水・渇水の被害軽減や再生可能エネルギー導入に向けた既設ダムの有効活用～

この度、既設ダムを有効活用する「ダム再生」を加速する方策を示す「ダム再生ビジョン」を策定しましたのでお知らせします。

本ビジョンでは、ダムの長寿命化、施設能力の最大発揮のための柔軟で信頼性のある運用、高機能化のための施設改良などの既設ダムの有効活用を加速するための方策をとりまとめしております。

近年における厳しい財政状況等の社会情勢、洪水・渇水被害の頻発や気候変動の影響の顕在化、既設ダムの有効活用の様々な特長※¹やこれまでの事例の積み重ねによる知見の蓄積、これを支える各種技術の進展※²等を踏まえれば、ソフト・ハード対策の両面から既設ダムを有効活用することの重要性はますます高まっています。

国土交通省では社会全体の生産性向上につながるストック効果の高い社会資本の整備・活用等を加速することとして、「生産性革命本部」を設置しており、「生産性革命プロジェクト」の一つとして、既設ダムを有効活用する「ダム再生」を推進しているところですが、この度、有識者での検討会等を経て、ダム再生を加速する方策を示す「ダム再生ビジョン」を新たにとりまとめました。

今後、本ビジョンで示した方策を具現化し、頻発する洪水・渇水の被害軽減や、再生可能エネルギーの導入などに積極的に取り組んで参ります。

※1 既設ダムを有効活用する「ダム再生」の特長

- ・ 利水容量を洪水調節に活用するなど運用改善だけで新たな効果を発揮
- ・ ダム堤体のわずかな「かさ上げ」で貯水容量を大きく増加 など

※2 「ダム再生」を支える各種技術の進展

- ・ レーダ雨量計の高性能化によるダムの運用改善
- ・ ダム貯水池における高い水圧がかかる大水深での大口径の堤体削孔 など

「ダム再生ビジョン検討会」の資料等は、下記 URL よりご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/river/shinngikai_blog/dam_saisei_vision/index.html

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF 形式) 

[【資料1】ダム再生ビジョン 概要](#) (PDF 形式) 

[【資料2】ダム再生ビジョン 本文](#) (PDF 形式) 

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo05_hh_000029.html

3. 「河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会」提言がとりまとめられました ～「持続性ある実践的な多自然川づくり」に向けて～

国土交通省では、昨年12月に委員会を設置し、生物の生息・生育・繁殖環境と多様な河川景観の保全・創出を行う「多自然川づくり」のこれまでの成果等をレビューし、今後の方向性について検討してまいりましたが、今般、「提言」がとりまとめられましたのでお知らせします。

今後はこの提言を踏まえ、河川環境の整備と保全のため「持続性ある実践的な多自然川づくり」を推進してまいります。

提言は、大きく2つの視点からとりまとめられました。

- 「実践・現場視点」常に現場視点で考え、河川環境の整備と保全を現場で徹底し、順応的に挑戦し続けるべきであること
- 「持続性・将来性」日常的な河川管理の中で様々な工夫を凝らして河川環境の整備と保全を徹底し、地域社会との関わりを深めていくこと


また、この2つの視点をもとに、以下の7項目について対応方針が示されています。

- [1] 目標の設定
- [2] 技術の向上・一連の取り組み過程の徹底
- [3] 人材の育成・普及啓発
- [4] 日常的な環境への取り組みの徹底
- [5] 持続可能な川づくりのための地域連携の強化
- [6] 変化を踏まえた将来の河川像の検討
- [7] 国際社会への貢献

「河川法改正20年 多自然川づくり推進委員会」の提言や開催状況、資料につきましては国土交通省HP（下記URL）を御参照ください。

http://www.mlit.go.jp/river/shingikai_blog/tashizen/index.html

添付資料

[報道発表資料](#)（PDF形式）

[提言「持続性ある実践的な多自然川づくりに向けて」概要](#)（PDF形式）

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/mizukokudo04_hh_000052.html

4. 官民ビッグデータによる災害通行実績データシステムの運用を開始 ～ ETC2.0と民間通行実績データを活用して災害対応を強化～

国土交通省と ITS Japan の間で、民間が保有する通行実績データ（7社）の災害時の提供について協定を締結しました。これにより、ETC2.0と民間データの双方を集約した「災害通行実績データシステム」の運用を開始し、災害対応の強化を図ってまいります。


昨年4月に発生した熊本地震においては、ETC2.0の通行実績データとパトロールによる被災確認情報等を用いて、「通れるマップ」を作成・関係機関で共有し、啓開や緊急物資輸送等の災害対応を実施したところです。熊本地震以降、ETC2.0だけではなく、民間（乗用車、タクシー、トラック）が保有するデータも活用することによって、より高密度で高精度な通行実績データを実現するために、民間会社との調整やシステム改修を進めてまいりました。

国土交通省とITS Japanとの間で、「災害時通行実績情報の提供に関する協定」を締結し、ETC2.0と民間データの双方を集約した「災害通行実績データシステム」の運用を開始することになりました。今後は、本システムを活用した災害対応の強化を図ってまいります。

[民間から提供される通行実績データの概要]

- (1) 提供主体：特定非営利活動法人 ITS Japan
- (2) 協力会社：本田技研工業(株)、パイオニア(株)、トヨタ自動車(株)、日産自動車(株)、富士通(株)、いすゞ自動車(株)、ボルボグループ(UDトラックス(株))
- (3) 対象とする災害
 - ・震度6弱以上(全国)
 - ・震度5強以上(東京都23区内)
 - ・その他大規模災害により道路交通に障害が発生した、またはおそれがある場合
- (4) 対象エリア
災害が発生している地域を含む約80km四方のエリア

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページをご覧ください。

http://www.mlit.go.jp/report/press/road01_hh_000846.html

5. ナンバープレートを活用して地域の魅力を全国に発信！ ～地方版図柄入りナンバープレートの導入地域募集～

国土交通省では、これまでラグビーW杯、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会の特別仕様のナンバープレートを導入し、大会機運の醸成を図ってきましたが、地域振興・観光振興にも活用すべく、地方版図柄入りナンバーの導入を予定しています。

地元の風景や観光資源が図柄となったナンバープレートが“走る広告塔”となって地域の魅力を全国に発信します。

この度、その導入対象地域とその図柄を各地域から募集します。



寄付金あり



寄付金なし

1. スケジュール

平成29年9月導入申込み≫平成29年12月図柄の提案≫平成30年10月頃交付開始

2. 寄付金を活用した取り組み支援

導入地域において、寄付金は地域の交通改善、観光振興等に資する取り組みに対する支援として活用することができます。

3. 新たな地域名表示の追加募集

地方版図柄入りナンバーを導入したいとの地域の要望に応えるべく、新たな地域名表示の追加募集も合わせて行います。

(1) スケジュール


平成30年3月導入申込み≫平成30年12月図柄の提案≫平成32年度交付開始

(2) 導入基準

地域振興・観光振興の導入目的に沿って、従来の導入基準を一部見直します。

- ・従来基準：対象地域内の登録自動車数が10万台を超えていること。
- ・追加基準：上記基準を満たしていない場合であっても、対象地域内に複数の自治体が存在し、かつ、当該地域の登録自動車数が概ね5万台を超え、地域名表示が当該地域を称するものとして相当程度の知名度を有すること。（観光著名地等）

添付資料

[報道発表資料](#) (PDF形式) 

詳しくは国土交通省ホームページでご覧いただけます。

http://www.mlit.go.jp/report/press/jidosha06_hh_000070.html

◆◆地域の動き◆◆

印旛放水路（花見川）における簡易代執行の実施について

千葉県 県土整備部 河川環境課

1 はじめに

(1) 印旛放水路（花見川）について

印旛放水路は、「印旛沼開発事業」により印旛沼の洪水排除を目的に開削された河川であり、西印旛沼から八千代市、千葉市を經由し、東京湾に至る全長18,960メートルすべてが昭和44年に河川法第9条第2項により指定区間とされています。

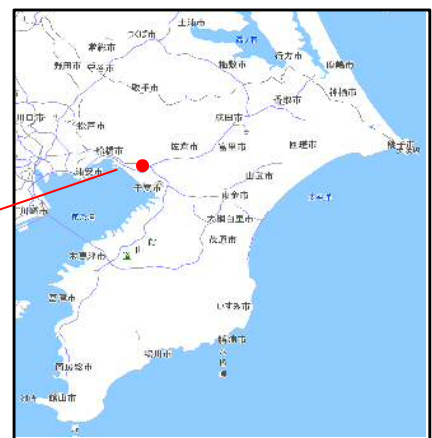
印旛放水路では、大和田排水機場を境に印旛沼に至る上流域が新川、下流域が花見川と呼ばれ、住民が憩うことができる河川として親しまれています。



(2) 花見川における不法占用の発生とその原因について

花見川の河口から上流約5キロメートルに位置する汐留橋からさらに上流の天戸大橋に至る約2キロメートルの区間において、近年、不法耕作等の事例が頻繁に報告され、対応に苦慮していました。

そもそもこの区間は、平成11年にも簡易代執行が行われ、不法占用が一掃されたにもかかわらず、17年の間に新たな不法占用が進行してしまった場所です。平成28年9月に県が管理する河川における不法占用の状況をまとめた調査では全県で377件でしたが、実にこのうちの179件がこの区間に集中しており、県内でも他に例のない状況となっていました。



こうした状況に至った要因としては、以下のものが考えられます。

- 高水敷まで水位が上がる頻度が小さいこと
 - 多くの方が暮らす団地等の住宅地から至近な場所にあること
 - コンクリート構造等ではなく、耕作可能な土の土地であること
 - 公園やグラウンドなどとして有効活用されていないこと
- これらの要素に加え、河川敷地全般に言えることですが、
- 自由使用が原則であるため、立入りの制限ができないこと
 - 公有地であるため、不法耕作者は他人の土地を使用しているという意識が少なく、罪の意識を感じないこと

といった事情も不法占用が進んだ要因と考えられます。

不法耕作は、国の土地である河川敷地を独占的に使用し、一般公衆の利用を妨げる行為となり、河川法第24条（土地の占用の許可）違反となりますし、場所によっては、第27条（土地の掘削等の許可）違反にも該当します。また、不法耕作地に小屋などを作る行為は、第26条（工作物の新築等の許可）違反です。

しかし、河川法は、一般にはあまり知られている法律とは言い難く、河川法違反に対する市民の意識も高いとは言えない状況です。

2 簡易代執行の実施について

本県では、この状況を是正するため、従前から河川法に基づく指導等に努めてきましたが、不法耕作地やそれに付随する小屋、河川に設けられた釣台などは、その所有者等を特定することが大変困難なことから、河川監理員による有効な撤去指導が難しい状況にありました。

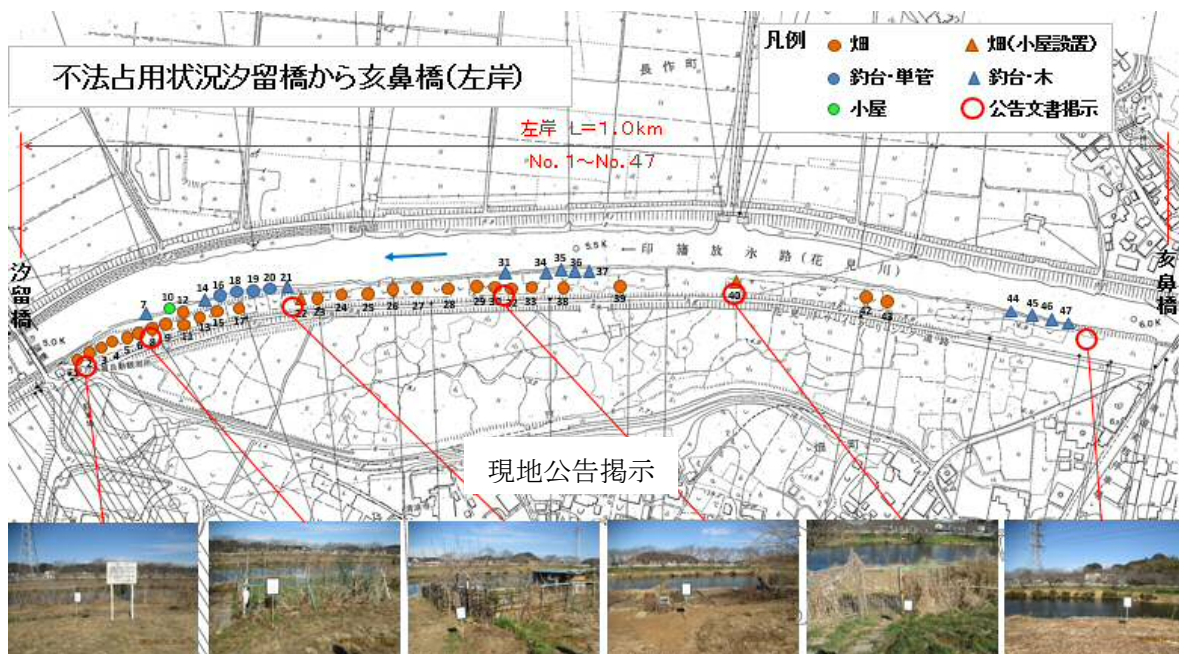
このため、河川法第75条第3項の規定による工作物の除却、簡易代執行も視野に、不法占用工作物への告知書の貼り付けや聞き取りを中心とした不法占用者調査を進めてきましたが、所有者又は原因者を特定するに至らなかったことから、本年3月に「過失がなく、当該措置を命ずべき者を確知することができないとき」に該当するものと判断し、簡易代執行の実施を決定しました。

また、実施にあたっては、上記の所有者等を確知するための作業と合わせ、問題の区間の詳細な調査を行うこととしました。本件のように起伏や形状、隣接地の状況等に変化がない畑等の場合、職員による現地調査には限界があり、不法占用の正確な位置や面積等を把握して、位置図を作成することが難しかったことから、まずは、航空写真の撮影を行い、図面と照合しながら、不法占用物件の種類と位置を確定しました。

なお、平成28年度の簡易代執行では、実施にあたっての人員、予算などの関係から、問題とされる箇所のうち、最も不法耕作が集中しており、大きな小屋等が設置されていた汐留橋から亥鼻橋までの全長1キロメートルの区間の左岸のみを対象としました。

(1) 簡易代執行実施の公告

平成29年2月14日に公告を行いました。その方法としては、千葉土木事務所掲示板及び現地に公告写しを掲示するとともに、千葉県ホームページに掲載することにより、周知を図りました。なお、公告に際して、本件では撤去に要する期間を約2週間みることとして、撤去等の期限を2月28日としました。



(2) 簡易代執行実施の決定

期限である2月28日においても撤去等がなされなかったことから、3月1日に簡易代執行の実施を決定しました。

(3) 簡易代執行の実施

3月7日の10時に簡易代執行を開始し、9日までの3日間を実施日として、10日を予備日としました。

この頃には、マスコミ等からの関心も高く、これに対応する体制をとったこともあり、初日の参加人員は、県職員30名、警察署、千葉市及び水資源機構から4名、請負業者の工事作業員及び誘導員20名の計54名となりました。

当日は、代執行宣言後、作業を開始し、最も大規模な小屋の撤去作業の現場近くにて、マスコミの取材対応を行いました。

全日とも天候に恵まれましたが、撤去工作物の搬送等に手間取ったことから、予備日も作業を行い、3月10日16時30分に完了宣言を行い、撤去及び整地を終了しました。



作業前



作業中



重機作業中



撤去後



(4) 今後の簡易代執行実施と撤去工作物の保管等について

本県では、引き続き、問題箇所である亥鼻橋～天戸大橋間の左岸及び汐留橋～亥鼻橋～天戸大橋間の右岸においても、簡易代執行の実施を含めた不法占用工作物の撤去等を予定しています。

撤去した工作物については、現在、当該簡易代執行の実施にあわせて設置したヤードにて保管を行っていますが、当日撤去した物ほぼ全てを一旦ヤードに搬入し、後日、保管工作物の分別を行ったことから整理に時間を要し、河川法第75条第5項の保管工作物の公示が5月の連休明けとなってしまいました。

今後の実施にあたっては、効率化のため、撤去現場において、保管工作物とゴミとの選別を行うことが課題となっています。

3 おわりに

今回及び今後の簡易代執行による除却によって、不法占用の状況は改善される見込みですが、花見川の当該箇所において不法占用が発生しやすい要素は未だ改善されてはいません。

今後は、地域住民への注意喚起や河川パトロールの強化などと合わせ、地元市である千葉市と相談しながら、当該箇所の有効活用を図っていくことが重要であると考えています。



千葉県マスコットキャラクター「チーバくん」